

緊迫する朝鮮半島情勢への対応の充実・強化について

核実験の実施、弾道ミサイルの発射やこれらに伴う軍事衝突の可能性など、朝鮮半島情勢はこれまでになく緊迫化し、日本への影響も懸念されることから、住民の不安は増大している。よって、国におかれでは、国民の生命・財産を守るため、下記事項について、積極的かつ早急に取り組まれるよう、強く申し入れる。

記

- 1 平成 29 年 3 月に発射されたミサイル 3 発が我が国の排他的経済水域に落下したことをはじめ、度重なる弾道ミサイルの発射と核実験は、漁業者をはじめ国民の生命、身体、財産、我が国の領土・領海の安全を脅かし、一連の国連安保理決議に違反する行為である。北朝鮮が今後さらにこうした暴挙に出ることのないよう、拉致問題の解決も含め、さらに国際社会と連携し、外交・経済等あらゆる手段で、断固とした対応をとること。
- 2 国民の不安を払拭し、国民の安全を守るための措置として、既存のミサイル飛来時の情報提供のみならず、飛来への備え、落下後の避難行動等について、より具体的かつ詳細な情報提供を行い、国民の理解の深化を図ること。
- 3 ミサイル発射の兆候・発射情報について、日本海で操業する漁船などの船舶、さらに航行中の航空機に対し、迅速かつ直接に伝達される仕組みを構築すること。
- 4 地方公共団体、鉄道・バス・船舶事業者等の指定地方公共機関、消防・警察などの事案発生時の対応や備えの具体化を図るため、ミサイルが飛来又は落下する可能性がある場合に関係機関がとるべき対応を明確化すること。

- 5 朝鮮半島から我が国への多数の避難民の流入による周辺住民の不安の増大も懸念されることから、避難民流入想定を示すとともに、関係機関が事案発生時にとるべき警備、避難民収容、物資提供等の対応方針を定めること。
- 6 住民の避難や安全確保等について、地方公共団体が対応すべき事項がある場合は、その実効性を確保するための必要な措置を行うこと。

平成 29 年 5 月 25 日

関西広域連合

連合長 井 戸 敏 三 (兵庫県知事)
副連合長 仁 坂 吉 伸 (和歌山県知事)
委 員 三日月 大 造 (滋賀県知事)
委 員 山 田 啓 二 (京都府知事)
委 員 松 井 一 郎 (大阪府知事)
委 員 荒 井 正 吾 (奈良県知事)
委 員 平 井 伸 治 (鳥取県知事)
委 員 飯 泉 嘉 門 (徳島県知事)
委 員 門 川 大 作 (京都市長)
委 員 吉 村 洋 文 (大阪市長)
委 員 竹 山 修 身 (堺市長)
委 員 久 元 喜 造 (神戸市長)